

2-1-1 親しみと安らぎのある水辺の整備

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>本市における河川の水質は徐々に改善されているものの、依然として都市化の進行に伴う生活排水が河川の水質へ大きな負荷を与えています。また、土地利用の変化等により、流域の持つ保水・遊水機能が低下し、河川の平常時流量が減少するなど自然が本来備えていた水循環系のバランスが崩れています。</p> <p>一方、平成9年に河川法が改正され、その目的に河川環境の整備と保全を図ることが追加されたことなどを受けて、本市においても多自然川づくりを推進してきましたが、多くの川はコンクリート等で整備されたままで、市民が水と親しめる空間は希少な存在となっています。</p> <p>こうしたことから、水質の更なる改善や、河川の平常時流量の確保などにより健全な水循環系を再生するとともに、親水性や多様な生物の生息など河川が本来持っていた様々な機能を復元し、市民が親しみと安らぎを感じられる水辺環境の創出が求められています。また、公共的に使用できる空地が減少していることから、調整池を、市民が自然に親しむことのできる水辺空間として有効活用していくことも課題です。</p>	<p>※第1節-1. 自然と共生したまちを目指して、2. 親しみのある水辺の整備、及び3. 豊かなみどりの保全と創出のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第1節 自然と共生した安らぎのある都市環境の創造</p> <p>2. 親しみのある水辺の整備 より</p> <p><b>【現況と課題】</b></p> <p>急激な都市化の進展にともない、河川・海の水質の悪化や、流域の持つ保水・遊水機能が低下し、自然が本来備えていた健全な水循環のバランスが崩れつつあります。</p> <p>また、治水対策のためコンクリート護岸等の整備を進めた結果、水と親しめる空間が減少してきました。</p> <p>このため、雨水対策などにより洪水流出量を抑制するとともに、河川流域の持つ保水・遊水機能や生物が生息できる河川環境の維持保全を図るなど総合的な水辺の整備を図る必要があります。</p>

《基本方針》

[めざすべき姿]

健全な水循環系のもと、河川や調整池において、すべての市民が身近で親しみと安らぎを感じる水辺空間が確保されている状態

[施策の方針]

市民が親しみと安らぎを感じる水辺環境を創出するため、水循環系再生行動計画に基づいて健全な水循環系の再生を図るとともに、多自然川づくりを推進します。

また、調整池を活用した水辺空間等の整備についても検討を行います。

第1節 自然と共生した安らぎのある都市環境の創造

2. 親しみのある水辺の整備 より

【基本方針】

安全な川や排水路、調節池の整備を進めるとともに、雨水の貯留・浸透施設の整備を推進し、健全な水循環の確保を図ります。

また、生物の多様な生息や人とのふれあいなど川が持っていたさまざまな機能を保全・再生・回復し、生物の生育に配慮した水辺空間の創出を図ります。

<p>《施策の方向》</p>	<p>第1節 自然と共生した安らぎのある都市環境の創造</p> <p>2. 親しみのある水辺の整備 より</p> <p>【施策の方向】</p>
<p><b>施策1) 清らかで豊かな流れの創出</b></p>	<p>(1) 海老川流域水循環系再生行動計画の推進</p>
<p>流域ごとに策定された水循環系再生行動計画に基づき、水質の更なる改善を図るため、生活排水対策等を推進します。また、河川の平常時流量を確保するため、公共施設のみならず各家庭においても、雨水浸透施設の設置や透水性舗装材の使用等の土地の保水機能を高める雨水浸透を推奨します。</p>	<p>① 海老川流域水循環系再生行動計画の推進</p> <p>海老川流域における健全な水循環を再生するため、「海老川流域水循環系再生行動計画」を推進します。</p> <p>(2) 清らかで豊かな流れの創出</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水循環系再生の推進</li> <li>・ 雨水浸透施設の整備促進</li> <li>・ 透水性舗装の整備推進</li> </ul>	<p>① 河川流量の確保</p> <p>生物の生息に必要な水深や流速を確保するとともに、下水処理水や調節池の沈砂池を利用して、川らしさを感じられる流量の確保を図ります。</p> <p>また、雨水の貯留・浸透施設や雨水浸透ますの整備を進めます。</p> <p>② 河川水質の改善</p> <p>河川や河口域のヘドロなどの除去や生活排水対策を進め、河川水質の改善を図ります。</p>

	<p>第1節 自然と共生した安らぎのある都市環境の創造</p> <p>1. 自然と共生したまちを目指して より</p>
<p><b>施策2) 自然を活かした水辺の整備</b></p>	<p>(3) 環境と共生する場の創造</p>
<p>市民が親しみと安らぎを感じる水辺環境を創出するため、散策路や親水空間等を施した多自然川づくりの整備を推進します。また、平常時における調整池の有効利用を図るため、地域住民との協働により、市民が維持・管理に関わることができるような機会の創出や市民が親しめる水辺空間としての整備について検討します。海老川調節池については、市の中心部並びに船橋駅や東船橋駅に近い特性を活かし、「水と緑と人が生き生きとしてふれあえる大きな広場」として多目的機能を備えた整備を図ります。</p>	<p>② 環境共生拠点の整備</p> <p>地域づくりや既成市街地の再開発、河川・公園・道路等の都市施設の整備などに際し、環境共生の視点を計画的に導入して、環境共生拠点の整備を行います。</p> <p>海老川・北谷津川とその周辺の谷津田、斜面林を含む地域については「海老川環境軸」と位置づけ、自然環境を保全し、自然に親しめる地域づくりを目指します。</p> <p>また、坪井地区の土地区画整理事業においては、調整池のビオトープ化やせせらぎを創出し、水と緑の環境づくりを進めます。</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多自然川づくりの推進</li> <li>・ 調整池の有効利用の検討</li> <li>・ 海老川調節池の多目的利用</li> </ul>	<p>(5) 市民参加の環境まちづくり</p> <p>① パートナーシップのまちづくり</p> <p>市民一人ひとりが自然環境の保全・再生・回復など、よりよい環境づくりに関心を持ち、まちづくりの主体として行動できるよう、情報提供や啓発、人材育成などを行う（仮称）環境プラザの整備を進めるとともに、市民、事業者、NPO、専門家、行政等の相互の調整や交流促進、ネットワーク化を図ります。</p>
	<p>2. 親しみのある水辺の整備 より</p> <p>(2) 清らかで豊かな流れの創出</p> <p>③ 河川景観の整備</p> <p>河川の特性を活かした散策路や、親水空間等の整備を進めます。</p> <p>(3) 治水対策の推進</p> <p>① 自然を活かした河川・排水路の整備</p>

時間降雨量 50 ミリメートルに対応できるよう二重川、中野木川等の河道の拡幅整備及び排水路の整備を進めます。

## ② 多目的調節池の整備

### ア) 海老川調節池の整備

海老川の総合治水対策の一環として、海老川調節池を整備し、都市型水害の防止を図ります。また、平常時には、調節池を活用し、多目的利用の図れる施設として整備します。（県事業）

## 第1節 自然と共生した安らぎのある都市環境の創造

### 3. 豊かなみどりの保全と創出 より

#### (1) 水と緑のネットワークの形成

## ③ 海老川調節池の整備

海老川の総合治水対策の一環として整備される海老川調節池を活用し、市民が憩える多目的な機能を持つ施設として整備を進めます。（県事業）

2-1-2 豊かなみどりの保全と創出

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>都市化の進行によって本市の緑地面積は年々減少しており、300㎡以上の樹林地についてみると、平成2年には860haでしたが、平成16年には657haと約200ha減少しています。また、一人当たりの都市公園面積は、平成2年度の1.70㎡から平成21年度には2.84㎡と約1.14㎡増加していますが、全国平均から見ると必ずしも高い水準とはいえません。</p> <p>こうした状況に対して、緑豊かな都市を実現するため、緑の基本計画改定版に基づいて市内に残る貴重な緑地の保全を図るとともに、市民の憩いの場となる公園等を整備することが求められています。また、身近な緑の創出や維持・管理を図るため、市民団体等による自主的な緑化活動の支援や、市民等と連携した緑の保全と創出・育成が求められています。</p>	<p>※第1節-1. 自然と共生したまちを目指して、3. 豊かなみどりの保全と創出、第3節-1. 安全で安心な社会を支えるしくみづくり、第4章第2節-1. 活力あふれる都市農業の振興のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第1節 自然と共生した安らぎのある都市環境の創造</p> <p>3. 豊かなみどりの保全と創出 より</p> <p><b>【現状と課題】</b></p> <p>都市化の進展により、本市の緑地は年々減少し、平成11年（1999年）現在の緑被率は約36%となっており、市民一人当たりの都市公園面積は2.39㎡と全国平均と比べても低い状況です。</p> <p>このようなことから、貴重な緑地の保全を図るとともに、市民の憩いの場となる公園等の整備について、「緑の基本計画」に基づき、各種施策を推進し、かけがえのない緑の保全と創出を図る必要があります。</p>

《基本方針》

[めざすべき姿]

都市緑地・公園等の整備や身近な緑の普及促進により、緑豊かな都市が形成されている状態

[施策の方針]

豊かな緑が保全・創出された都市を形成するため、公園が充実したまちづくりや、市内に残る貴重な自然林・緑地及び身近な緑の保全・創出を推進します。さらに、市内を広域的に結ぶ緑と水のネットワークを形成するとともに、市民等との連携によって、質の高い緑の維持・管理に努めます。

第1節 自然と共生した安らぎのある都市環境の創造

1. 自然と共生したまちを目指して より

【基本方針】

都市活動の水準を持続させながら、環境に与える負担を減らし、海や川や緑のネットワークをはじめとする自然との共生・調和を図り、人と環境にやさしいまちづくりを進めます。

また、環境と共生したまちづくりに向けて市民の参加を促し、市民、事業者、NPO、行政等の協働によるネットワークを築き、未来につなぐ環境共生まちづくりを進めます。

3. 豊かなみどりの保全と創出 より

【基本方針】

海老川環境軸とアンデルセン環境軸を結ぶ水と緑のネットワーク化を図ります。

また、自然林の保全を図るとともに、平成27年(2015年)までに市民一人当たりの都市公園面積を9㎡にするため、身近な公園や市民のレクリエーションに応える大規模な公園の整備を推進し、都市の快適性や防災に寄与する公園づくりを推進します。

公共施設や民有地の緑化については、生垣を積極的に導入するなど、緑あふれる市街地の形成を進めます。

<p>《施策の方向》</p>	<p>第1節 自然と共生した安らぎのある都市環境の創造</p> <p>3. 豊かなみどりの保全と創出 より</p> <p>【施策の方向】</p>
<p><b>施策1) 公園緑地の整備</b></p>	<p>(3) 公園緑地の整備推進</p>
<p>緑の保全を図るとともに市民の憩いの場を確保するため、都市の中の身近な公園・緑地や、市民のレクリエーション需要に対する大規模な公園の整備に努めます。特に、歩いていける範囲にある中規模な公園を整備し、都市の快適性や都市防災に寄与する公園が充実したまちづくりを推進します。</p>	<p>② 都市公園の整備・充実</p> <p>ア) 街区公園の整備</p> <p>街区公園や同等の機能を有する緑地等がない地域については、既成市街地内を優先して、計画的に街区公園の整備を推進します。</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園緑地の整備</li> <li>・防災公園の整備</li> <li>・アンデルセン公園の整備</li> <li>・市民参加の公園づくり</li> <li>・公園緑地・街路樹等の維持・管理</li> </ul>	<p>イ) 近隣公園の整備</p> <p>市民の身近に個性のある中規模公園の整備を推進するため、防災一次避難地となる西船防災公園を整備するほか、区画整理事業等との連携による整備を図ります。</p> <p>ロ) 地区公園の整備</p> <p>市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となる法典公園を、葛南広域公園や周辺の市民の森との連携を図りながら整備します。</p>
	<p>ハ) 都市基幹公園の整備</p> <p>アンデルセン公園の整備を進め、利用者の利便の向上を図ります。東部地区には、市民が気軽に運動やレクリエーションに親しむことのできる公園の整備を進めます。</p> <p>東京湾に残された貴重な干潟である三番瀬については、市民が海に親しみながら環境学習ができる場となるよう、海浜緑地、干潟や海浜公園を含めた三番瀬ミュージアム（体験型環境教育の場）として位置づけ、市民や環境団体等の協力を得て整備を図ります。</p> <p>さらに、広域避難地となる総合公園（防災公園）を市域の中心部に配置するなど、地域バランスのとれた都市基幹公園の整備を図ります。</p> <p>ニ) 既設公園の改修</p>

既設公園を改修し、機能強化を図ります。

#### か 公園の防災機能強化

災害時の避難地として、また、市民の身近な防災拠点としての役割を果たせるよう、耐火性の樹種の導入、水の確保、トイレ設置等に配慮した公園整備を進めます。

#### ③ 市民参加の公園づくり

公園の整備にあたり、計画段階から市民の参加を求め、市民との協働による親しみのある公園づくりを進めます。

#### ④ 公園緑地の維持管理

公園の増加・施設の多様化等にともない、効率的な維持管理を進めるため、町会委託制度の充実を図り、市民との協働による公園管理体制の確立を目指します。

### 第3節 安全・安心な暮らしを支える生活環境づくり

#### 1. 安全で安心な社会を支えるしくみづくり より

#### (2) 防災体制の強化

#### ⑤ 防災拠点施設の整備

市街地の避難場所として、小中学校、公園等が指定されていますが、新たに西船防災公園の整備を進めます。

また、災害時に地域での災害対策活動の拠点施設となる防災倉庫を学校の空き教室等を利用して整備するとともに、建設省船橋防災センターとの連携を図ります。

さらに、市域の中心部に広域避難地となる総合公園（防災公園）、ヘリポートの整備を図ります。

#### (3) 都市の防災化

#### ③ 公園の防災機能強化

	<p>災害時の避難地として、また、市民の身近な防災拠点としての役割を果たせるよう、 耐火性の樹種の導入、水の確保、トイレ設置等に配慮した公園整備を図ります。</p>
<p><b>施策2) 緑と水のネットワークの形成</b></p>	
<p>緑と水のネットワークの形成を図るため、海から源流までである本市の水系特性を生かし、既設の施設や自然資源の保全と新たな施設の整備を行います。具体的には、緑と水の景観に親しめるネットワーク（南部海老川環境軸）や、本市北部の樹林や農地などからなる自然豊かなふるさとが感じられるネットワーク（北部アンデルセン環境軸）の形成により、広域公園的な空間形成を図ります。</p>	<p>第1節 自然と共生した安らぎのある都市環境の創造</p> <p>1. 自然と共生したまちを目指して より</p> <p>(2) 自然生態系の保全</p> <p>① 南北環境軸の形成</p> <p>北はアンデルセン環境軸、南は海老川環境軸からなる水と緑の都市軸を「南北環境軸」と位置づけて、貴重な樹林等の保全や、道路や河川の緑化・多自然化、自然に親しめる場づくり等を積極的に行い、船橋らしいエコシティを象徴する水と緑のネットワークの形成を図ります。</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南部海老川環境軸の形成</li> <li>・ 北部アンデルセン環境軸の形成</li> </ul>	<p>(3) 環境と共生する場の創造</p> <p>② 環境共生拠点の整備</p> <p>地域づくりや既成市街地の再開発、河川・公園・道路等の都市施設の整備などに際し、環境共生の視点を計画的に導入して、環境共生拠点の整備を行います。</p>
	<p>海老川・北谷津川とその周辺の谷津田、斜面林を含む地域については「海老川環境軸」と位置づけ、自然環境を保全し、自然に親しめる地域づくりを目指します。</p>

また、坪井地区の土地区画整理事業においては、調整池のビオトープ化やせせらぎを創出し、水と緑の環境づくりを進めます。

### ③ 水と緑のネットワークづくり

海や川、公園、街路樹、斜面林、農地、緑地や調整池などのネットワーク化を進め、動植物の豊かな生息環境（ビオトープ）の創出を図るとともに、これらをつなぐ遊歩道の整備を進めます。

## 第1節 自然と共生した安らぎのある都市環境の創造

### 3. 豊かなみどりの保全と創出 より

#### (1) 水と緑のネットワークの形成

##### ① 海老川環境軸の形成

海老川、長津川、北谷津川、高根川およびその周辺については、自然環境活かし、斜面樹林の保全や市民が自然に親しめる公園・ビオトープ・散策路等を整備します。

また、散策路を相互に結び、ネットワークの形成を図ります。

##### ② アンデルセン環境軸の形成

アンデルセン公園、県民の森を中心に、小室地区から八木が谷地区までの区域に自転車道や散策路の整備等を行い、北部の自然を歩いて回れるネットワークの形成を図り田園広域公園として環境の向上を図ります。

	<p>第1節 自然と共生した安らぎのある都市環境の創造</p> <p>3. 豊かなみどりの保全と創出 より</p>
<p><b>施策3) 都市緑化の推進</b></p>	<p>(4) 身近なみどりの普及・促進</p>
<p>市民が身近な生活の中で豊かなみどりを感じられるよう、公共施設や民有地において景観木や生垣等による立体的な緑の創出を積極的に進めます。また、緑化重点地区を設定し、重点的な緑化の推進を図ります。</p>	<p>① 道路緑化の推進</p> <p>潤いと安らぎのあるまちなみの形成を図るため、地域の特性に応じた街路樹、グリーンベルト等の確保・整備により道路の緑化を進めます。</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 街路樹による緑化</li> <li>・ 景観木・生垣による緑のまちづくり</li> <li>・ 緑化重点地区における緑化の推進</li> </ul>	<p>② 公共施設、民有地の緑化・生垣の推進</p> <p>緑があふれ、潤いのある都市を創出するために、学校・公民館等の公共施設の積極的な緑化を推進します。</p> <p>また、市街地で多くの面積を占める民有地での緑化を、「緑の保存と緑化の推進に関する条例」や「環境共生まちづくり条例」に基づき、市民及び事業者とともに推進します。</p> <p>さらに、景観や防災にも効果の高い生垣を推進するために助成を行います。</p>
	<p>③ 緑化重点地区における緑化の推進</p> <p>緑の東西軸を形成する葛飾地区や東船橋地区、東部緑住拠点地区を形成する坪井地区を緑化重点地区に指定し、緑の保全と創出を図ります。</p>

#### 施策4) 市民等との連携による緑の保全と創出

緑の保全・創出・育成を図るため、市民等との連携により新たな緑を創出するとともに、質の高い緑の維持・管理を図ります。また、花と緑にあふれた都市づくりを推進するため、緑化に関する情報を提供するとともに、市民等による自主的な緑化活動を支援し、花と緑を育てていきます。

##### 〔主要事業〕

- ・ 市民・企業（事業者）との連携による緑化推進
- ・ 市民参加による緑の保全・活用と管理
- ・ 市民による花いっぱい運動の推進

#### 第1節 自然と共生した安らぎのある都市環境の創造

##### 1. 自然と共生したまちを目指して より

#### (5) 市民参加の環境まちづくり

##### ① パートナーシップのまちづくり

市民一人ひとりが自然環境の保全・再生・回復など、よりよい環境づくりに関心を持ち、まちづくりの主体として行動できるよう、情報提供や啓発、人材育成などを行う（仮称）環境プラザの整備を進めるとともに、市民、事業者、NPO、専門家、行政等の相互の調整や交流促進、ネットワーク化を図ります。

##### 3. 豊かなみどりの保全と創出 より

#### (4) 身近なみどりの普及・促進

##### ④ 緑の普及・啓発活動の充実

植木市や緑化フェア、小中学生を対象とした緑に関するコンクールなどの緑化に関する普及・啓発活動を緑の基金の活用により進めます。

また、緑化推進団体への助成、花づくりへの助成、緑のデータバンクを通じて、市民の緑化活動を支援します。

##### ⑤ 花によるまちづくりの推進

市民参加による四季折々の花いっぱい運動を推進するとともに、公園等の公共施設に市民花壇を設置し、市民参加によるまちづくりを進めます。

<p><b>施策5) 自然林等の保全対策の推進</b></p>	
<p>船橋らしい緑を将来に継承するため、良好な景観形成に寄与する里山・斜面林や、水系と一体となって生物を支えている自然林等の保全に努めます。また、緑と水のネットワークを形成する南北環境軸における斜面林や、クロマツやタブノキを中心とした東西軸の樹林については、重要な緑として位置づけ保全・活用していきます。</p>	<p>第1節 自然と共生した安らぎのある都市環境の創造</p> <p>3. 豊かなみどりの保全と創出 より</p> <p>(2) 自然林等の保全</p> <p>① 自然林等の保全</p> <p>海老川環境軸、アンデルセン環境軸の自然林や緑の東西軸を形成する樹林、社寺林の保全を図ります。</p> <p>また、市民の森として親しまれている樹林を市民とともに保全します。</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定樹林制度の活用による樹林等の保全</li> <li>・ 指定樹林制度の活用による巨木の保全</li> <li>・ 市民の森制度の活用による樹林等の保全・活用</li> <li>・ 里山の保全</li> </ul>	<p>第4章 活気あふれる「生き生き」とした暮らしのあるまち</p> <p>第2節 魅力ある農業・漁業の振興</p> <p>1. 活力あふれる都市農業の振興 より</p> <p>【施策の方向】</p> <p>(6) 農地・緑地の保全</p> <p>① 農地・山林の保全</p> <p>都市における貴重な緑地空間や自然環境を維持するため、農地や平地林、斜面林などの保全を図ります。</p>

## 2-1-3 自然と共生したまちづくり

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>都市化の進行に伴い、市内では樹林地や湿地等の動植物の生息に適する環境が悪化、減少している中で、干潟の持つ高い水質浄化機能や多くの生命を生み育てる役割を見直し、大切に守っていかうという動きが全国的に高まっており、本市においても「ふなばし三番瀬クリーンアップ」など、市民とともに三番瀬の保全・再生を図る取り組みを進めています。また、環境と共生した自然豊かなまちづくりや景観に配慮したまちづくりを進めるため、環境共生まちづくり条例等に基づき開発等の規制・誘導を実施しています。</p> <p>こうした状況の中、市内に残された樹林地や湿地の適切な保全・整備を推進し、多様な動植物が生息できる環境の保全・回復を図っていくことが求められています。</p> <p>また、生物多様性が確保された三番瀬を未来に引き継ぐため、三番瀬の保全・再生に向けた総合的な取り組みを推進するとともに、千葉県及び関係自治体（市川市、浦安市、習志野市）との連携の強化により広域的な課題の解決を図っていく必要があります。</p> <p>さらに、今後も自然と共生したまちづくりを進めるため、市民、事業者、行政の協働で取り組んでいくことが必要です。</p>	<p>※第1節-1. 自然と共生したまちを目指して、3. 豊かなみどりの保全と創出、第2節-1. 地域から地球的規模までの環境保全のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第1節 自然と共生した安らぎのある都市環境の創造</p> <p>1. 自然と共生したまちを目指して より</p> <p><b>【現況と課題】</b></p> <p>本市は、首都圏にありながら海、川、緑といった良好な自然環境に恵まれています。都市化の進展にともなって次第に失われ、自然生態系の喪失、水質や水循環の悪化、ヒートアイランド現象がもたらされるなど、環境問題が深刻化しています。</p> <p>こうした中、「環境共生モデル都市（エコシティ）」の指定を受け、平成6年（1994年）には「都市環境計画」を策定し、自然環境を良好に保全・創出し、だれもが安全で便利で快適に暮らせるまちづくりを進めています。</p> <p>今後も、自然と共生した安らぎのある都市環境を創造するために、「まち」の主役である市民・事業者・行政の協働によるまちづくりを行っていくことが必要です。</p>

《基本方針》

[めざすべき姿]

市民、事業者、行政の協働により、水辺や緑などの貴重な自然が活かされ、人と自然が共生したまちづくりが実現されている状態

[施策の方針]

人と環境が共生した自然豊かなまちづくりを実現するため、生態系の持つ多様な機能の価値に配慮して、生物多様性の確保に向けた取り組みや、三番瀬の保全・再生を行うとともに、「環境共生まちづくり条例」等に基づく環境と調和したまちづくりを目指します。

さらに、健全な生態系を保全・再生・創出するために、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、広域的な連携にも配慮しながら、生息・生育空間を適切に配置したエコロジカル・ネットワークの形成に取り組みます。

第1節 自然と共生した安らぎのある都市環境の創造

1. 自然と共生したまちを目指して より

【基本方針】

都市活動の水準を持続させながら、環境に与える負担を減らし、海や川や緑のネットワークをはじめとする自然との共生・調和を図り、人と環境にやさしいまちづくりを進めます。

また、環境と共生したまちづくりに向けて市民の参加を促し、市民、事業者、NPO、行政等の協働によるネットワークを築き、未来につなぐ環境共生まちづくりを進めます。

<p>《施策の方向》</p>	<p>第2節 環境負荷の少ない資源循環社会の構築</p> <p>1. 地域から地球的規模までの環境保全 より</p> <p>【施策の方向】</p> <p>(1) 総合的な取り組み</p> <p>③ 市民参加による調査・研究</p> <p>環境保全意識の醸成を図るため、自然環境調査への市民参加を積極的に促すとともに、貴重な動植物を網羅した船橋版レッドデータブック作りを進めます。</p> <p>また、環境保全に役立つ調査研究を実施します。</p> <p>第1節 自然と共生した安らぎのある都市環境の創造</p> <p>1. 自然と共生したまちを目指して より</p> <p>(2) 自然生態系の保全</p> <p>② 三番瀬の保全</p> <p>東京湾に残された貴重な干潟である三番瀬については、市民が海に親しみながら環境学習ができる場となるよう、海浜緑地、干潟や海浜公園を含めた三番瀬ミュージアム（体験型環境教育の場）として位置づけ、市民や環境団体等の協力を得て整備を図ります。</p> <p>3. 豊かなみどりの保全と創出 より</p> <p>(3) 公園緑地の整備推進</p> <p>② 都市公園の整備・充実</p>
<p><b>施策1) 生物多様性の確保</b></p> <p>多様な動植物が生息できる自然環境を保全・整備するため、市内における動植物の分布や生息状況等を把握し、自然環境の保全に向けた取り組みを行います。</p>	
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船橋市内自然環境調査</li> </ul>	
<p><b>施策2) 三番瀬の保全・再生</b></p>	
<p>三番瀬の豊かな生態系を将来の世代に残し干潟の恵みを享受できるよう、ラムサール条約へ登録し、干潟への負荷の抑制、三番瀬の自然環境や漁場の保全・再生・利用を図ります。また、市民が自然に親しみながら干潟の生き物や水鳥の観察等の環境学習が行えるよう、「ふなばし三番瀬海浜公園」を含め三番瀬全体を体験型環境学習の場（エコミュージアム）として活用します。</p>	
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三番瀬の保全・再生・利用の推進</li> <li>・ 三番瀬における環境学習の推進</li> </ul>	

	<p><b>I) 都市基幹公園の整備</b></p> <p>アンデルセン公園の整備を進め、利用者の利便の向上を図ります。東部地区には、市民が気軽に運動やレクリエーションに親しむことのできる公園の整備を進めます。</p> <p>東京湾に残された貴重な干潟である三番瀬については、市民が海に親しみながら環境学習ができる場となるよう、海浜緑地、干潟や海浜公園を含めた三番瀬ミュージアム（体験型環境教育の場）として位置づけ、市民や環境団体等の協力を得て整備を図ります。</p> <p>さらに、広域避難地となる総合公園（防災公園）を市域の中心部に配置するなど、地域バランスのとれた都市基幹公園の整備を図ります。</p>
<p><b>施策3) 環境と調和したまちづくり</b></p>	<p><b>(4) 環境と調和した開発の誘導</b></p>
<p>環境と共生する豊かなまちづくりを進めるため、地域の自然環境と宅地や都市の整備・開発事業との調和を図ります。あわせて、市民の健康、安全及び福祉を保持するとともに、災害に強い地域社会をつくります。</p>	<p><b>① 環境共生まちづくり条例による開発</b></p> <p>環境と開発との調和を図り、市民と環境が共生する豊かなまちづくりを進めるため、本市が平成7年（1995年）に独自に制定した「環境共生まちづくり条例」に基づいて、自然環境や緑の創出に配慮した開発となるように誘導を行います。</p>
<p><b>〔主要事業〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境共生まちづくり条例等による開発等の規制・誘導</li> </ul>	<p>また、災害に強いまちづくり、福祉のまちづくり、都市景観に配慮したまちづくりについても指導を行い、地域環境と調和した良好で安全な市街地の形成を図ります。</p>

2-2-1 環境負荷の少ないまちづくり

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>本市では大気の状態や河川の水質は改善されつつあるものの、光化学スモッグや海域・地下水などにおいて、依然として環境基準を達成していない項目があります。</p> <p>また、ライフスタイル（生活様式）の多様化等に伴って、生活騒音等日常生活に起因する環境問題が顕在化しており、近隣同士のトラブルの原因となることもあります。</p> <p>さらに、地球温暖化問題のように、一人ひとりの生活や事業活動そのものが直接的・間接的に地球規模の環境悪化に影響を与えているものもあります。</p> <p>こうした状況の中、大気や水などの地域環境への負荷を低減するため、汚染物質を排出する事業所等に対する適正な規制と、継続的な監視体制の確立が求められています。</p> <p>また、日常生活に起因する環境問題は法令等による規制の対象外であることから、苦情の発生等を未然に防ぐため、市民等への広報活動の強化を通じて地域の生活環境保全に対する意識啓発に努める必要があります。</p> <p>さらに、温室効果ガスの排出抑制について、市民や事業者一人ひとりが自ら行動</p>	<p>※第2節-1. 地域から地球的規模までの環境保全、2. 未来につなぐ環境負荷の少ない社会づくり、3. リサイクル都市を目指して、第4章第1節-1. 産業を取り巻く環境の変化への対応のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第2節 環境負荷の少ない資源循環社会の構築</p> <p>1. 地域から地球的規模までの環境保全 より</p> <p><b>【現況と課題】</b></p> <p>経済の高度成長を背景としたかつての産業型の公害に対しては、法や条例の整備とともに公害防止協定の締結などの施策を積極的に展開し、大幅な改善を図ってきました。</p> <p>しかしながら、今日では生活様式の多様化などにより、自動車公害や生活排水による河川の汚濁などの都市・生活型公害が進み、ダイオキシンや環境ホルモン等の化学物質による新たな環境汚染も懸念されています。</p> <p>このように今日の環境問題は、私たちの社会経済活動や日常生活からの環境への負荷が主な原因となっており、その影響も地域から地球的規模へと広がり、将来の世代に及びものとなっています。</p> <p>こうしたことから、これまで私たちが築き上げてきた社会経済システムやライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ない循環を基調とした社会を形成していくことが必要です。</p> <p>2. 未来につなぐ環境負荷の少ない社会づくり より</p> <p><b>【現況と課題】</b></p>

できるよう、各種の取り組みを進めていく必要があります。

#### 《基本方針》

##### [めざすべき姿]

市民、事業者、行政がそれぞれの立場で環境への負荷の低減に努め、公害のない、恵み豊かな環境が未来の世代に受け継がれている状態

##### [施策の方針]

環境への負荷を低減し、地球温暖化対策や資源循環・省エネルギーといった取り組みを促進するため、市民、事業者、行政が協力し合って環境保全を進めます。また、人の健康や生活環境へ被害を及ぼすおそれのある公害を未然に防止するため、安全な生活環境の保全に取り組みます。

さらに、かけがえのない地球環境を保全するため、限りある資源の効率的な利用やエネルギー使用の削減を図ります。

また、きれいなまちづくりを推進するため、市民の手による清掃活動を実施します。

現在、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の減少等の地球環境問題がクローズアップされています。

こうした地球環境問題を解決していくためには、市民一人ひとりが環境問題について認識を深めるとともに、身近な家庭で環境保全を図ることが必要です。

## 第2節 環境負荷の少ない資源循環社会の構築

### 1. 地域から地球的規模までの環境保全 より

#### 【基本方針】

環境への負荷の少ない循環社会を形成するため、環境基本計画に基づき、総合的な環境保全を図ります。

産業公害の防止はもとより、都市・生活型公害を改善するとともに、人の健康や生活環境に影響を及ぼすおそれのある化学物質による環境汚染の未然防止を図ります。

また、市民が参加しやすい学習機会の創出、指導者等の育成など環境学習を推進します。

### 2. 未来につなぐ環境負荷の少ない社会づくり より

#### 【基本方針】

地球環境を保全するため、資源・エネルギーの有効利用や環境への負荷の少ない資源循環社会の構築を目指します。

また、市民・事業者・行政が協働し、地域ぐるみの実践的な環境保全の取り組みを推進します。

<p>《施策の方向》</p>	<p>第2節 環境負荷の少ない資源循環社会の構築</p> <p>1. 地域から地球的規模までの環境保全 より</p> <p>【施策の方向】</p> <p>(1) 総合的な取り組み</p> <p>① 環境基本計画に基づく環境保全の推進</p> <p>環境保全施策を推進するために策定した環境基本計画の定期的な見直しを図りながら、総合的な環境保全を推進します。</p> <p>また、環境全般に関する総合的な対策を内容とする環境保全協定を市内事業所と締結します。</p> <p>さらに、環境影響評価法の施行にともない、地域の環境を積極的に保全するため、環境影響評価制度の導入を進めます。</p> <p>④ 市民参加による環境学習の充実</p> <p>環境ボランティアとの協働により、米作り体験、ピオトープ作り、休耕田を利用したケナフ栽培、自然観察会などの体験学習を通じて、環境学習の機会を提供するとともに、指導者等の育成、確保を図ります。</p> <p>また、こどもエコクラブや学校教育における環境教育を推進します。</p> <p>2. 未来につなぐ環境負荷の少ない社会づくり より</p> <p>(2) 地域からの地球環境保全活動の推進</p> <p>① 地球環境保全の推進</p> <p>かけがえのない地球環境を保全するため、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨の原因物質の排出抑制対策を推進するとともに、地球環境保全意識の高揚を図ります。</p>
<p><b>施策1) 環境保全体制の充実</b></p>	
<p>各種環境保全の取り組みを総合的に推進する環境基本計画を実効性のあるものとするため、市民、事業者、行政等広く連携協力体制を確立し、環境保全の取り組みを進めます。また、広報やホームページ等を活用して環境情報を提供します。さらに、一人ひとりによる環境を守るための自主的な活動を促進するため、家庭、学校、公共施設等において環境学習・環境教育を積極的に展開します。一方、事業者については、自主的・積極的な環境配慮に対するシステムづくりを普及・促進します。</p>	
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境基本計画等の進行管理</li> <li>・ 環境学習の推進</li> </ul>	

**② 市民参加による環境にやさしい暮らし**

環境保全推進行動計画を普及促進し、市民参加による環境にやさしい暮らしの実現を目指します。

また、環境ボランティア育成事業や環境情報の提供を進め、市民・事業者が行う自主的な環境保全活動を支援します。

**③ ISO14001の認証取得の促進**

市内のあらゆる組織を対象に、自主的な環境管理を促進する環境マネジメントシステムの導入を促すとともに、環境管理の国際規格（ISO14001）の認証取得を支援します。

**第4章 活気あふれる「生き生き」とした暮らしのあるまち****第1節 活力ある商業・工業・観光の振興****1. 産業を取り巻く環境の変化への対応 より****(2) 地球環境保全への取り組み****① 環境意識の高揚**

企業活動における地球環境の保全意識の高揚を図るとともに、環境管理の国際規格（ISO）の認証取得や環境会計導入の促進を図ります。

	<p>第2章 いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち</p> <p>第2節 環境負荷の少ない資源循環社会の構築</p> <p>1. 地域から地球的規模までの環境保全 より</p>
<p><b>施策2) 地域環境への負荷の低減</b></p>	<p>(1) 総合的な取り組み</p>
<p>良好な大気環境の保全のため、大気汚染状況の常時監視、自動車や工場における大気汚染物質の削減対策等を行います。また、公共用水域の水質向上のため、川や海の常時監視、生活排水対策や事業所等における水質汚濁物質の削減対策、地下水の保全等を行います。さらに、事業活動や社会活動に起因する生活環境問題を未然に防止するため、土壌汚染対策、騒音・振動・悪臭・地盤沈下等の防止対策、市民等からの公害苦情に対する適正処理に努めます。</p>	<p>② 監視体制の整備による環境の状況把握</p> <p>環境の状況を把握し、効果的な保全対策を立案するため、監視体制を整備します。</p> <p>(2) 地域環境への負荷の低減</p> <p>① 大気・水質・土壌環境への負荷の低減</p> <p>大気環境への負荷の低減を図るため、工場等の固定発生源対策や自動車等の移動発生源対策を推進するとともに、ノーカーデー運動やアイドリングストップ運動などの大気汚染の防止に関する啓発を進めます。</p> <p>また、河川や海域、地下水等の水環境への負荷の低減を図るため、工場・事業所等の水質汚濁防止対策や一般家庭向けの生活排水対策、地下水汚染対策、下水道の整備を進めます。</p> <p>さらに、土壌環境への負荷を低減するため、農薬の適正使用・処理、ばい煙・排水規制の徹底等の土壌汚染防止対策を進めます。</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車公害対策</li> <li>・ 監視体制の整備及び結果の公表</li> <li>・ 土壌汚染対策</li> </ul>	<p>② 騒音・振動・悪臭の防止</p> <p>工場・事業所、建設作業、道路交通等から発生する騒音・振動対策や悪臭防止対策を推進するとともに、これらの公害防止に関する啓発等を行い、騒音・振動・悪臭による公害の発生を防止します。</p> <p>③ 地盤沈下の防止</p> <p>飲料用・農業用等に用いられる地下水採取に対する規制・指導、地盤沈下状況の監視等の地盤沈下対策を推進し、地盤沈下を防止します。</p>

**④ ダイオキシン・環境ホルモン等の化学物質による健康影響の低減**

ダイオキシン、環境ホルモン等の化学物質による環境汚染の状況を把握するとともに、ダイオキシンについては、焼却施設等における発生を防止します。また、環境ホルモン等の化学物質による健康影響の低減を図るため、国・県と連携し、化学物質の管理制度（PRTR）の徹底を図ります。

### 施策3) 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策を地域から推進するため、地球温暖化対策地方公共団体実行計画に基づき、地域における地球温暖化防止のための意識啓発や新エネルギーの導入、省エネルギーへの取り組みを進めます。

また、行政執行機関として事業の実施にあたり、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出の抑制を図ります。

#### 〔主要事業〕

- ・地球温暖化対策地方公共団体実行計画の推進
- ・エコオフィスの推進

## 第2節 環境負荷の少ない資源循環社会の構築

### 1. 地域から地球的規模までの環境保全 より

#### (2) 地域環境への負荷の低減

##### ⑤ 公共施設での環境への負荷の低減

環境への負荷の低減のために定めたふなばしエコオフィスプラン21を  
発展させ、全庁的に環境管理の国際規格（ISO14001）の認証取得を  
目指します。

また、大気汚染を防止するため、電気自動車やLPG車等の低公害車の  
導入を推進します。

### 2. 未来につなぐ環境負荷の少ない社会づくり より

#### (1) 省資源・省エネルギー型社会の構築

##### ① エネルギーの有効利用の推進

限りある貴重なエネルギー資源を大切に  
する市民意識の啓発を図ります。

また、清掃工場におけるごみ発電や余熱利用を進めるとともに、公共施設  
におけるソーラーエネルギーなどの導入を図ります。

##### ② 水資源の有効活用の推進

水の有効利用や節水意識の啓発を図ります。

また、雨水の利用や雨水浸透ます、雨水貯留・浸透施設の設置などを促  
進します。

#### (2) 地域からの地球環境保全活動の推進

##### ① 地球環境保全の推進

かけがえのない地球環境を保全するため、地球温暖化、オゾン層の破壊、  
酸性雨の原因物質の排出抑制対策を推進するとともに、地球環境保全意識

	<p>の高揚を図ります。</p>
<p><b>施策4) まちの美化の推進</b></p>	<p>第2節 環境負荷の少ない資源循環社会の構築</p>
<p>清潔・安全で快適なまちづくりを推進するため、道路上に散乱しているごみの清掃活動や、路上喫煙、ポイ捨て防止のための啓発・パトロールを行います。</p>	<p>3. リサイクル都市を目指して より</p> <p>(1) ごみ減量化・リサイクルの促進</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「船橋をきれいにする日」・「クリーン船橋530」の開催</li> <li>・路上喫煙及びポイ捨ての防止に向けた啓発等の実施</li> </ul>	<p>③ 美しいまちづくり</p> <p>清潔できれいなまちづくりを進めるため、市民の参加によるクリーンデーの促進、ポイ捨て防止条例の推進、不法投棄パトロールの強化を図ります。</p> <p>また、放置自動車・自転車発生の防止と撤去を進めます。</p>

2-2-2 循環型社会の構築

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>市内のごみ収集量や1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にあり、平成18年3月に行われた「ごみとリサイクルに関するアンケート調査」でも、ごみの減量やリサイクルに対する市民意識がより高まっている傾向をみることができます。ただし、リサイクル率については、近年おおむね横ばいで推移しています（平成20年度は21.3%）。</p> <p>また、平成20年に廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例を施行し、市民生活や事業活動に伴って排出されるごみの減量化及び資源化や、その適正処理に努めてきました。</p> <p>こうした状況の中、より効率的で環境への負荷が少ないごみ収集・処理体制を整備するため、新たな分別方法を含めたごみの分別・収集ルール of 適正化を図り、市民の理解と協力を得ることが求められています。また、市民や事業者等に対する意識啓発等を通じ、市民、事業者、行政が一体となった取り組みを推進することが必要です。</p>	<p>※第2節-3. リサイクル都市を目指してのうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第2節 環境負荷の少ない資源循環社会の構築</p> <p>3. リサイクル都市を目指して より</p> <p><b>【現況と課題】</b></p> <p>本市はごみの適正な処理を進めるとともに、有価物の回収、焼却灰の有効利用、530（ゴミゼロ）推進員による資源分別回収指導などの事業を展開し、ごみ問題の解決に努めてきました。</p> <p>ごみ問題を解決するためには、ごみの排出抑制はもとより、排出されたごみを資源として捉え、地球環境にも配慮した環境にやさしい省資源リサイクル社会の構築を目標として、市民・事業者・行政が一体となって対応していくことが必要です。</p> <p>また、清掃工場におけるダイオキシン対策など、安全・安心なごみ処理システムを確立していくことも必要です。</p>

### 《基本方針》

#### 〔めざすべき姿〕

大量消費・大量廃棄のライフスタイル（生活様式）から、限られた資源を効率的・有効的に利用し、将来にわたって持続可能な循環型社会が実現している状態

#### 〔施策の方針〕

環境負荷の少ない循環型社会を構築するため、市民生活や事業活動におけるごみの減量化・リサイクルの取り組みを推進します。

また、ごみの適正かつ効率的な処理を図るため、ごみ処理体制の整備・充実を図ります。

### 《施策の方向》

#### 施策 1) ごみ減量化・リサイクルの促進

ごみの総排出量及び最終処分量の削減とリサイクル率の向上を図るため、一般廃棄物処理基本計画に基づいてごみの減量化や資源物の分別回収等を進めます。また、産業廃棄物の排出抑制及び適正処理のため、収集運搬業者や処分業者の許認可業務、及び排出事業者、収集運搬事業者、処分業者への指導・監督を行います。さらに、不法投棄等の不適正な行為を防止するため、監視の強化を図ります。

#### 〔主要事業〕

- ・ 一般廃棄物処理基本計画の進行管理
- ・ ごみ減量・リサイクル意識の啓発
- ・ 有価物及び資源ごみ回収の推進
- ・ 産業廃棄物の適正処理の推進

### 【基本方針】

適正かつ効率的なごみ処理を行うため、将来的なごみ排出量やごみ質の変化を的確に予測し、「環境にやさしい省資源リサイクル社会の構築」に向け、市民・事業者・行政が一体となった事業を展開します。

また、市民によるごみの減量化を積極的に進めるとともに、民間のノウハウを活用して、処理の効率化、処理経費の軽減を図ります。

さらに、市民の自主的な美化活動を促進し、美しいまちづくりを進めます。

### 【施策の方向】

#### (1) ごみ減量化・リサイクルの促進

##### ① 資源循環社会の構築

リサイクル都市の構築を目指すため、環境リサイクル教育の充実を図るとともに、市民、事業者、行政の協働による資源循環システムの確立を図ります。

##### ② 排出抑制の実施

生ごみたい肥化の促進、過剰包装・使い捨て商品の抑制などにより、ごみの排出を抑制するとともに、排出者としての責任を明確にし、処理費用の適正負担化を図ります。

#### (2) ごみ処理体制の充実

##### ① 収集運搬システムの構築

可燃ごみなどの収集運搬の適正化を進めるとともに、530（ゴミゼロ）推進員の協力を得て、有価物回収や資源ごみ収集を積極的に進めるとともに、容器包装リサイクル法及び家電リサイクル法等の施行に対応した収集運搬システムの構築を図ります。

## ② ごみの適正化処理の実施

廃タイヤやスプリング入りマットレスなどの適正処理困難物については、処理ルートを確立するとともに、有害物質を含むごみ等については、排出禁止物に指定し、回収ルートの整備に努めます。

また、オゾン層の破壊を防止するため、フロン回収・破壊を進めます。

さらに、産業廃棄物については、県と連携を図りながら適正な処理を誘導するとともに、事業系ごみについても適正な処理が行われるよう指導に努めます。

## 施策2) ごみ処理体制の整備・充実

資源ごみの回収をより一層推進するため、ペットボトルのステーション回収をはじめとする多様な分別・収集方法を検討します。また、ごみ処理施設の整備・充実を図る一方、環境負荷の低減を目指して、西浦資源リサイクル施設の建設や、老朽化が著しい北部清掃工場及び南部清掃工場の施設の更新を行います。

### 〔主要事業〕

- ・ 北部清掃工場の建替
- ・ 南部清掃工場の建替
- ・ 西浦資源リサイクル施設の建設

## (2) ごみ処理体制の充実

### ① 収集運搬システムの構築

可燃ごみなどの収集運搬の適正化を進めるとともに、530（ゴミゼロ）推進員の協力を得て、有価物回収や資源ごみ収集を積極的に進めるとともに、容器包装リサイクル法及び家電リサイクル法等の施行に対応した収集運搬システムの構築を図ります。

### ③ ごみ処理施設の整備

省資源リサイクル社会の構築に向け、時代の要求に即したごみ処理システムの導入によるリサイクルプラザの整備、清掃工場の整備を図るとともに、民間のノウハウの活用を図ります。

また、焼却灰については、広域的な観点からの処理や焼却灰再資源化施設による有効利用など、ごみの減量化、資源化を図ります。

さらに、ダイオキシン排出の抑制を図ります。

## 2-2-3 汚水処理体制の充実

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>公共下水道は、生活環境の向上、浸水被害の軽減、公共用水域の水質保全等、衛生的で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない都市施設です。</p> <p>本市の下水道計画は、市域の約83%に当たる7,110haを整備の対象としており、平成21年度末で下水道普及率は70%を達成しましたが、依然として未整備の区域が残っています。一方、下水道が利用できない区域では浄化槽による汚水処理を実施し、西浦処理場でし尿や浄化槽汚泥の処理を行っています。</p> <p>下水道事業では、東京湾の富栄養化対策として窒素・リンを除去する高度処理を西浦・高瀬下水処理場で実施し、さらに雨天時の放流水による公共用水域の汚濁を防止するため、合流式下水道の改善対策を図っています。また、施設の増設や老朽化施設の改築・更新を進めているところです。</p> <p>こうした状況の中、公共用水域の水質改善を図るため、下水道普及率のさらなる向上が求められるとともに、下水道が普及していない区域にあっては、生活排水の適正な処理を行うことが必要です。</p> <p>今後、下水道資産の有効利用や機能保全のための計画的な維持管理が重要な課題となることから、施設の安全性を考慮しながら維持・管理を含めたコストの縮減を図り、効率的な経営に努める必要があります。</p>	<p>※第2節-4. きれいな川や海を取り戻す都市づくりのうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第2節 環境負荷の少ない資源循環社会の構築</p> <p>4. きれいな川や海を取り戻す都市づくり より</p> <p><b>【現況と課題】</b></p> <p>下水道は快適な生活環境の確保と川や海などの公共用水域の水質保全、水害防止等衛生的で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない都市施設です。</p> <p>本市の下水道計画は市域の約81%の6,973haを下水道整備区域とし、単独公共下水道の西浦処理区、高瀬処理区、津田沼処理区と流域関連公共下水道の印旛処理区、江戸川左岸処理区の5処理区に分割して事業を進めています。平成10年度（1998年度）末現在の整備面積は1,743ha、普及率は37.4%と全国平均に比べ低い状況です。</p> <p>また、西浦下水処理場、高瀬下水処理場などで下水を処理するとともに、発生する汚泥については農地への還元や処分地の確保に努めていますが、処分はますます困難になってきています。</p> <p>一方、下水道が普及していない地域にあっては、し尿及び浄化槽汚泥の衛生的な処理を行っていますが、平成11年（1999年）から新たに西浦処理場が稼働し、全量を衛生的に処理する体制が確立されました。</p> <p>下水道整備には多額な費用を必要とするので、効率的な下水道経営に努めるとともに、下水道使用料の適正化を図ることが必要です。</p> <p>また、生活排水を適正に処理する合併処理浄化槽の普及・促進を図っていくことが必要です。</p>

## 《基本方針》

## 〔めざすべき姿〕

公共用水域において良好な水質が保全され、快適な生活環境が創出されている状態

## 〔施策の方針〕

下水道の効率的な整備を促進し、さらなる普及率向上に努めるとともに、計画的で適正な維持管理を行うことで機能保全とコスト縮減を図ります。また、し尿及び生活排水を適正に処理するため、し尿収集・処理体制の充実を図るとともに、高度処理型合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理のための啓発等に努めます。

## 【基本方針】

下水道の整備計画については、人口や排出量等の推移を見守りながら計画の見直しを行います。また、その計画に基づき、下水道の普及率の向上を図ります。

施設については、適正な水質の管理などを進めるとともに、整備区域の水洗化を推進します。

また、下水道使用料を適宜見直して、下水道事業の健全化を図ります。

し尿処理については、浄化槽の適正管理に関する啓発活動及び合併処理浄化槽の普及を促進し、公共用水域の水質汚濁防止を推進します。

<p>《施策の方向》</p>	<p>【施策の方向】</p>
<p><b>施策 1) 下水道の整備と管理</b></p>	<p>(1) 整備計画の適正化</p>
<p>快適な生活環境と公共用水域の水質保全を図るため、下水道の整備及び老朽化した施設の更新を進めるとともに、事業に対する市民の理解・協力が得られるよう市民への説明や啓発を充実します。</p> <p>また、健全な下水道経営のため、効率的・効果的な事業推進、社会情勢の変化への適合や、適正な維持管理に向けた下水道計画を策定・見直しします。</p>	<p>① 下水道計画の見直し</p> <p>人口の動向、処理量の推移を見守りながら、整備計画の見直しを行います。</p> <p>(2) 下水道の整備と管理</p> <p>① 下水道整備の拡大</p> <p>管渠の整備については、人口密集地を優先的に整備するとともに、印旛沼・江戸川左岸連絡幹線（ネットワーク管）の活用により、整備区域の拡大を図ります。</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道の適正な計画に基づく整備</li> <li>・ 下水道の維持管理と経営の効率化</li> <li>・ 下水道施設のアセットマネジメント（生涯コストを見据えた長期的な補修・更新計画）</li> </ul>	<p>② 下水処理場の整備</p> <p>下水処理場は、整備区域の拡大に合わせて、高瀬下水処理場及び西浦下水処理場の処理能力の整備・充実を図るとともに、高度処理できる施設へ改修し、東京湾の富栄養化の防止を図ります。</p> <p>また、処理水の有効利用、広域処理による汚泥の処理、再利用などの検討を進めます。</p>
	<p>③ 下水道事業の健全化</p> <p>供用開始後、速やかに下水道への接続を促して使用料収入の確保を図るとともに、下水道事業の効率的な維持管理により、健全な経営を図ります。</p>

### 施策2) し尿処理体制の充実

し尿及び生活排水の適正な処理により衛生的な環境を確保するため、し尿の効率的な収集や、処理施設の維持・管理の適正化を図ります。また、衛生的な生活環境の確保と公共用水域における水質汚濁を防止するため、高度処理型合併処理浄化槽の普及を図り、適正な維持・管理が行われるよう指導・啓発を行います。

#### 〔主要事業〕

- ・ し尿の収集・処理
- ・ 高度処理型合併処理浄化槽の普及促進

### (3) し尿処理体制の充実

#### ① 収集・処理体制の推進

し尿収集の適正化を図るとともに、し尿処理施設の適正な管理を図ります。

#### ② 合併処理浄化槽の普及促進

公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の普及を図るとともに、使用者の適正な管理を誘導します。

2-3-1 市民の安全・安心を守る災害対応の充実

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>大規模な災害への備えに対する市民の関心や意識は高まっているものの、地域によって防災に対する取り組みに格差が生じています。災害による被害を減らすためには、各家庭での自助の備えが必要ですが、対応を行政のみに委ねる意識が未だに高い傾向があります。</p> <p>また、河川や雨水排水施設の流下能力が不足していることから、近年増加傾向にある集中豪雨や大雨等によって、低地部等では水害が発生しています。</p> <p>こうした状況の中、災害発生時に迅速かつ円滑な対応を行うためには各課での情報を共有し、本市における防災対策の核となる地域防災計画の見直し、及び国民保護法制への対応等を含めた自然災害・緊急事態への一元的危機管理体制の整備を進めるとともに、職員や市民が的確に対応できるよう、知識の普及啓発を図ることが必要です。また、市民を水害から守るため、治水安全度の向上や治水施設の適正な維持・管理が求められています。</p> <p>さらに、災害発生時の被害を最小限に抑えるため、自主防災組織の結成率を高め、市民一人ひとりが効果的な活動を行うことによって地域の防災力を向上させることが必要です。</p>	<p>※第1節-2. 親しみのある水辺の整備、第3節-1. 安全で安心な社会を支えるしくみづくり、第4章第2節-1. 活力あふれる都市農業の振興のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第3節 安全・安心な暮らしを支える生活環境づくり</p> <p>1. 安全で安心な社会を支えるしくみづくり より</p> <p><b>【現況と課題】</b></p> <p>都市化の進展にともなう人口集中や住宅の密集、また、中高層建築物の増加や交通量の増大等により、都市型災害の発生する危険性が大きくなっています。平成7年（1995年）1月に発生した阪神・淡路大震災は、都市型災害について大きな教訓を残しました。</p> <p>こうした経験を踏まえ、本市では、地域防災計画を策定し、大地震による大規模災害対策や水防計画による風水害対策を進めてきました。</p> <p>さまざまな災害に備えるためには、都市防災機能を高め、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図っていくことが必要です。</p> <p>また、発生時には、被害を最小限に抑え、二次災害を防止し、迅速な復旧活動が出来るよう、市民・事業者・行政・関係機関が一体となった地域防災体制の充実が必要です。</p> <p>さらに、日常生活における市民の安全な生活を確保するため、地域社会における住民相互の連帯意識に基づく、防犯機能の充実を図ることが必要です。</p>

**《基本方針》**

## 〔めざすべき姿〕

治水や耐震強化等の防災対策を推進するとともに、地域での相互協力体制や各家庭での備えが充実し、地域の防災力の向上が図られることによって、災害に対して備えのある安全で安心な暮らしが確保されている状態

## 〔施策の方針〕

災害に備えのある安全で安心な暮らしを確保するため、市民の防災意識及び防災対応力の向上を図るとともに、治水や耐震強化等により災害時の減災に向けて都市防災機能の向上を図ります。

また、災害発生時に迅速かつ円滑な防災活動を行うため、近隣自治体や関係機関等を含めた防災体制の整備・充実を図ります。

**【基本方針】**

市民の防災意識の高揚を図るとともに、災害発生等に迅速な応急対策・復旧活動ができるよう危機管理の一元化を図りながら、町会・自治会と連携協力し、地域での自主防災組織作りや地域防災訓練、広域的な応援協力体制の整備を促進します。

また、災害発生時に備え、情報連絡体制の充実や食料及び資機材の確保を進め、市民の生命・財産を守り、災害に強いまちづくりを進めます。

犯罪のない平穏で安全な生活を守るため、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、自主的な防犯体制の組織化を支援します。

また、警察との連携を強化し、防犯施設の整備を行い、明るいまちづくりを推進します。

<p>《施策の方向》</p>	<p>【施策の方向】</p>
<p><b>施策1) 防災意識・防災対応力の向上</b></p> <p>地域防災力を向上し、災害時の被害を最小限に抑えるため、地域において防災活動を担う中核的な人材である地域防災リーダーを養成します。また、学校や地域等、様々な場所での防災訓練を実施するなど、市民と職員の防災意識と防災対応力の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。</p>	<p>(1) 防災意識の高揚</p> <p>① 自主防災組織の育成 町会・自治会等による自主防災組織の結成を促進するとともに、災害時に地域で的確に対応できるよう、地区社会福祉協議会などとの連携を図りながら、地域ぐるみでの防災体制の確立を目指します。</p> <p>② 防災訓練の実施 防災意識の高揚を図り、災害発生時に自主的に的確な対応がとれるよう、市民主体の防災訓練を実施します。</p> <p>③ 防災知識の普及啓発 学校や町会・自治会等における防災教育や起震車による地震の体験学習等を通じて、防災知識の普及・啓発活動を推進します。</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織の強化と充実</li> <li>・ 総合防災訓練の実施</li> <li>・ 中学生向け防災学習の実施</li> <li>・ 職員防災力向上研修の実施</li> </ul>	
<p><b>施策2) 防災体制の充実</b></p> <p>災害時に迅速かつ円滑な活動を実施するため、地域防災計画等の見直しを行い、応援協力体制の構築や、防災備蓄及び防災協力農地を含む避難場所や避難施設等を整備し、防災体制の充実を図ります。</p> <p>あわせて、大規模地震発生時に必要な応急対策業務、復旧・復興業務及び通常業務を優先的に継続させ、かつ、他の業務も段階的に回復させていくための業務継続対策を推進します。</p> <p>また、災害発生時に正確かつ迅速に情報を伝達するため防災行政無線の活用を図るなど、情報連絡体制を充実・強化します。</p>	<p>(1) 防災意識の高揚</p> <p>④ 危機管理の一元化 災害発生時の各種情報の円滑な収集・整理・伝達、災害対策活動時の適切な判断・指示が行えるよう、危機管理の一元化を進めます。</p> <p>(2) 防災体制の強化</p> <p>① 地域防災計画の内容の充実 災害発生時に円滑な防災活動が実施できるよう、地域防災計画を見直し、内容の充実を図ります。</p> <p>② 関係機関との連携強化</p>

## 〔主要事業〕

- ・ 地域防災計画等の内容の充実
- ・ 災害時における業務継続対策の推進
- ・ 災害時要援護者対策の充実
- ・ 災害時応援協定締結の促進
- ・ 防災備蓄整備の充実

関係自治体と提携して災害発生時における相互応援体制の構築を進めます。また、国や県、東京電力・京葉ガス・水道局・NTT等の公共・公益機関や民間事業所と連携し、防災体制の強化を図ります。

## ③ 情報連絡体制の充実

災害発生時に正確かつ迅速に情報を伝達するため、防災行政無線の再編を図るほか、新たに地域防災無線FAXやインターネットなどの導入を進めて情報連絡体制を充実・強化します。

## ④ 食糧及び資機材の確保

災害時における被災住民のため、身近な小中学校などの避難場所に食糧及び生活必需品、医薬品などの資機材、耐震性井戸による飲料水等を備蓄するとともに、水道局、デパート、スーパー、コンビニエンスストア等の応援協力体制の整備を図ります。

## ⑤ 防災拠点施設の整備

市街地の避難場所として、小中学校、公園等が指定されていますが、新たに西船防災公園の整備を進めます。

また、災害時に地域での災害対策活動の拠点施設となる防災倉庫を学校の空き教室等を利用して整備するとともに、建設省船橋防災センターとの連携を図ります。

さらに、市域の中心部に広域避難地となる総合公園（防災公園）、ヘリポートの整備を図ります。

## ⑥ 避難住民への対応

災害時における円滑な避難・救助・災害対策・医療活動等が行えるように、避難場所や避難所となる小学校等の防災拠点や福祉施設等において、町会・自治会等による自主防災組織、施設管理者、医療組織、地区社会福祉協議会、ボランティア等、相互の連携の強化を図るとともに、子どもや高齢者などの安全の確保を図り、避難生活の長期化への対応に努めるな

ど、きめ細かな避難所運営に努めます。

### (3) 都市の防災化

#### ③ 公園の防災機能強化

災害時の避難地として、また、市民の身近な防災拠点としての役割を果たせるよう、

耐火性の樹種の導入、水の確保、トイレ設置等に配慮した公園整備を図ります。

## 第4章 活気あふれる「生き生き」とした暮らしのあるまち

### 第2節 魅力ある農業・漁業の振興

#### 1. 活気あふれる都市農業の振興 より

### (6) 農地・緑地の保全

#### ② 防災協力農地制度の普及

農地には災害時の一時避難地などとしての機能も期待できるため、特に市街化区域内の農地について、防災協力農地としての登録の拡充を図ります。

	<p>第2章 いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち</p> <p>第3節 安全・安心な暮らしを支える生活環境づくり</p> <p>1. 安全で安心な社会を支えるしくみづくり より</p>
<p><b>施策3) 都市防災機能の向上</b></p>	<p>(3) 都市の防災化</p>
<p>災害による被害を最小限にするため、公共建築物や橋りょうの耐震改修工事を実施します。また、民間の建築物に対しても耐震診断や耐震改修工事を促し、耐震化率の向上を図ります。さらに、住民の生命・財産を守るため、大地震や大雨により被害が想定される土地に対し、必要な対策を講じます。</p>	<p>① 都市防災構造化対策</p> <p>災害による被害を最小限に食い止めるため、既存建築物の耐震化・不燃化、埠頭の耐震化などを促進するとともに、災害危険区域を把握し、周知します。</p> <p>耐火性の樹種の導入、水の確保、トイレ設置等に配慮した公園整備を図ります。</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共建築物・民間建築物の耐震化促進</li> <li>・ 落橋防止（橋りょう耐震化）事業の推進</li> </ul>	

	<p>第1節 自然と共生した安らぎのある都市環境の創造</p> <p>2. 親しみのある水辺の整備 より</p>
<p><b>施策4) 治水対策の推進</b></p>	<p>(3) 治水対策の推進</p>
<p>1時間に50ミリの降雨でも水害が起きないようにするため、河川の改修や下水道による雨水管の整備及び雨水貯留浸透施設の整備等を推進します。また、海老川では河川改修と合わせ、調節池の整備を図ります。さらに、集中豪雨や大雨時における水害を軽減するため、河川の浚渫や排水施設の清掃等の適正な管理に努めます。</p>	<p>① 自然を活かした河川・排水路の整備</p> <p>時間降雨量50ミリメートルに対応できるよう二重川、中野木川等の河道の拡幅整備及び排水路の整備を進めます。</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川の改修</li> <li>・ 下水道による雨水管の整備</li> <li>・ 雨水貯留浸透施設の整備</li> <li>・ 河川排水路の維持管理</li> <li>・ 海老川調節池の整備（県事業）</li> </ul>	<p>② 多目的調節池の整備</p> <p>ア) 海老川調節池の整備</p> <p>海老川の総合治水対策の一環として、海老川調節池を整備し、都市型水害の防止を図ります。また、平常時には、調節池を活用し、多目的利用の図れる施設として整備します。（県事業）</p> <p>イ) 飯山満川調節池の整備</p> <p>飯山満川に調節池の整備を図ります。</p>
	<p>③ 河川・排水路の管理</p> <p>洪水を防止するため、排水機場等の適正な管理に努めるとともに、河川や排水路の定期的な清掃を行い機能の維持を図ります。</p> <p>第3節 安全・安心な暮らしを支える生活環境づくり</p> <p>1. 安全で安心な社会を支えるしくみづくり より</p> <p>(3) 都市の防災化</p> <p>② 河川等の治水対策</p> <p>水害から市民を守るため、河川、排水路、多目的調節池、雨水貯留・浸透施設、下水道等の整備を促進し、総合的な治水対策を推進します。</p>

## 2-3-2 犯罪のないまちづくり

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>本市における刑法犯認知件数は平成15年をピークにそれ以降は減少していますが、一部の犯罪については増加傾向にあります。また、町会・自治会における防犯パトロール隊の結成率は年々増加しているものの、近年伸び率は減少しています。</p> <p>一方、市では市民の安全の確保と防犯意識の向上を目的として、ホームページや携帯電話をはじめとする各種媒体を通じて防犯情報等を提供しています。</p> <p>こうした状況の中、市民の治安に対する不安感はずしも刑法犯認知件数の減少に見合ったものとはなっておらず、市民、事業者、警察及び行政との連携による防犯対策の推進や、犯罪防止のための効果的な情報提供が求められています。また、地域における安全を守るためには、市民による自主防犯活動を促進することが必要です。</p>	<p>※第3節-1. 安全で安心な社会を支えるしくみづくりのうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第3節 安全・安心な暮らしを支える生活環境づくり</p> <p>1. 安全で安心な社会を支えるしくみづくり より</p> <p><b>【現況と課題】</b></p> <p>都市化の進展にともなう人口集中や住宅の密集、また、中高層建築物の増加や交通量の増大等により、都市型災害の発生する危険性が大きくなっています。平成7年（1995年）1月に発生した阪神・淡路大震災は、都市型災害について大きな教訓を残しました。</p> <p>こうした経験を踏まえ、本市では、地域防災計画を策定し、大地震による大規模災害対策や水防計画による風水害対策を進めてきました。</p> <p>さまざまな災害に備えるためには、都市防災機能を高め、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図っていくことが必要です。</p> <p>また、発生時には、被害を最小限に抑え、二次災害を防止し、迅速な復旧活動が出来るよう、市民・事業者・行政・関係機関が一体となった地域防災体制の充実が必要です。</p> <p>さらに、日常生活における市民の安全な生活を確保するため、地域社会における住民相互の連帯意識に基づく、防犯機能の充実を図ることが必要です。</p>

## 《基本方針》

## 〔めざすべき姿〕

市民の治安に対する不安が減少し、安全で安心して生活できる地域社会が実現している状態

## 〔施策の方針〕

安全で安心な地域社会を実現するため、市民、事業者、警察及び行政が犯罪のないまちづくりにおいて求められる役割を分担するとともに連携し、防犯に対する意識の向上を図ります。また、市民による自主防犯活動を支援します。

## 【基本方針】

市民の防災意識の高揚を図るとともに、災害発生等に迅速な応急対策・復旧活動ができるよう危機管理の一元化を図りながら、町会・自治会と連携協力し、地域での自主防災組織作りや地域防災訓練、広域的な応援協力体制の整備を促進します。

また、災害発生時に備え、情報連絡体制の充実や食料及び資機材の確保を進め、市民の生命・財産を守り、災害に強いまちづくりを進めます。

犯罪のない平穏で安全な生活を守るため、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、自主的な防犯体制の組織化を支援します。

また、警察との連携を強化し、防犯施設の整備を行い、明るいまちづくりを推進します。

<p>《施策の方向》</p>	<p>【施策の方向】</p>
<p><b>施策1) 防犯体制の充実</b></p>	<p>(4) 防犯体制の整備</p>
<p>防犯意識の啓発及び犯罪の抑止を図るため、市民安全パトロールカーによるパトロールや、学校や警察から寄せられた犯罪発生情報、不審者情報等の市民への情報提供など、市民、事業者、警察等と連携した防犯活動を展開します。また、犯罪のない明るいまちづくりを推進するため、町会・自治会等に対する防犯灯の設置及び維持管理の支援や、宅地開発時の防犯灯や集会所の新規設置について開発事業者と協議を行います。</p>	<p>① 防犯施設の整備          犯罪を未然に防止するため、防犯灯設置の補助を行い、犯罪のない明るいまちづくりを推進します。</p> <p>② 防犯意識の高揚          広報活動等を通じて、市民の防犯意識の高揚を図り、町会や自治会、事業所等における自主防犯組織の育成、防犯活動を促進します。</p> <p>③ 自主防犯組織と警察との連携強化          市民の安全を守るため、警察官派出所の増設やパトロールの強化を県に要請するとともに、自主防犯組織と警察との連携強化を図ります。</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民安全パトロールの推進</li> <li>・ 防犯情報等の提供</li> <li>・ 防犯灯の設置及び維持管理の支援</li> <li>・ 宅地開発に係る協議の実施</li> </ul>	
<p><b>施策2) 自主防犯活動の促進</b></p>	<p>(4) 防犯体制の整備</p>
<p>地域における自主防犯活動を促進するため、自主防犯パトロール隊への物資支給等の支援を行います。</p>	<p>② 防犯意識の高揚          広報活動等を通じて、市民の防犯意識の高揚を図り、町会や自治会、事業所等における自主防犯組織の育成、防犯活動を促進します。</p> <p>③ 自主防犯組織と警察との連携強化          市民の安全を守るため、警察官派出所の増設やパトロールの強化を県に要請するとともに、自主防犯組織と警察との連携強化を図ります。</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防犯活動の支援</li> </ul>	

## 2-3-3 市民を守る消防体制の充実

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>本市における火災件数は、平成 13 年の 227 件を境に平成 21 年は 163 件と、減少傾向で推移しています。一方、平成 21 年の救急件数については、27,087 件であり、救急需要は年々増加の傾向にあります。</p> <p>こうした状況の中、常に火災発生から市民の安全を確保するため、建物の防火安全対策指導の徹底や、住宅防火を引き続き推進することが必要です。</p> <p>また、救急需要の増加に対応するため、医療機関との連携を図り、救命効果の高い救急体制を確保することが必要です。</p> <p>さらに、大規模地震等の災害への対応として、耐震性貯水槽の計画的な整備や、地域防災体制の中核的存在を担う消防団の活性化が必要です。</p>	<p>※第 3 節- 2. 消防体制の充実強化のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第 3 節 安全・安心な暮らしを支える生活環境づくり</p> <p>2. 消防体制の充実強化 より</p> <p><b>【現状と課題】</b></p> <p>本市の火災の発生件数は年間 200 件程度で推移していますが、都市化の進展や高齢化により、救急出場件数は平成 10 年（1998 年）では 19,910 件と、年々増加傾向にあります。</p> <p>このような状況において、消防署所の整備等による初動出動体制の確立、消防団の活性化や事業所・町会等の自主防災組織の育成及び市民の防火・防災意識の高揚など総合的な防火安全対策を推進するとともに、特別救急隊（ドクターカー）、救急救命士運用隊を発足し、救急体制の充実を図ってきました。</p> <p>今後も、消防力の充実強化や救命効果の高い救急体制の充実を図っていくことが必要です。</p>

《基本方針》

[めざすべき姿]

火災や災害の発生に備えた消防体制が充実し、市民が安心して暮らせるまちが実現している状態

[施策の方針]

火災や災害から市民を守るため、市民の防火・防災意識の高揚や建物の安全管理体制を充実するとともに、消防力の充実・強化を図ります。

また、市民の大切な命を守るため、消防と医療機関との連携を強化し、救急体制の充実を図ります。

《施策の方向》

**施策1) 火災予防体制の充実**

火災の発生を未然に防ぎ市民生活の安全を図るため、建物の予防査察の充実や、安全管理体制の強化を図ります。また、火災原因を明らかにして、火災予防及び警防対策に役立てるため、火災原因調査体制を強化します。さらに、市民の防火意識の高揚と広報広聴体制の充実を図るため、各種広報媒体を活用して火災予防広報を推進します。

[主要事業]

- ・ 防火安全対策の推進
- ・ 危険物施設安全対策の強化
- ・ 火災原因調査体制の強化
- ・ 防火意識の高揚と広報広聴の推進

**【基本方針】**

市民の生命と財産を守るため、市民の防火意識の高揚、事業所に対する予防指導の充実強化を図ります。

また、消防力の充実強化を図るため、消防署所及び消防団の活動拠点の整備や消防装備及び消防水利等の施設の整備など警防・救助体制の充実強化を進めます。

さらに、傷病者の救命効果をより一層向上させるため、救急業務体制の充実強化を図るとともに、消防通信指令管制システムの充実を図ります。

**【施策の方向】**

**(1) 予防指導の充実強化**

**① 防火安全対策の推進**

多くの市民が利用する施設等における安全を確保するため、消防用設備等の設置、維持管理の指導を強化するとともに、各種講習会、消防訓練、立入検査等を行い、自主防火管理の徹底を図ります。

**② 危険物施設安全対策の推進**

危険物施設の実態に即した安全確保体制の強化及び各事業所に対する保管理体制の強化を図るなど、総合的な危険物施設安全対策を推進します。

**③ 防火意識の高揚と広報広聴体制の充実強化**

消防訓練等により市民の防火意識の高揚を図るとともに、消防行政の実態を正しく市民に伝えるため、火災予防相談所での相談等の広報広聴体制

	<p>の充実強化を図ります。</p> <p>特に、住宅火災による犠牲者を低減させるため、住宅防火診断等の住宅防火対策を実施します。</p>
<p><b>施策2) 消防力の充実</b></p>	<p><b>(2) 消防力の充実強化</b></p>
<p>多様化・高度化する消防業務へ対応するため、消防力の整備指針に基づく消防署所及び消防車両の適正な配置や、職員の教育訓練の充実を図ります。また、災害活動体制の強化のため、消防庁舎の耐震性確保や、消火栓や耐震性貯水槽の整備等を推進します。さらに、消防団が安定して活動を実施できるよう、地域住民が参加しやすい活動環境の整備を図ります。消防指令業務については、業務の効率化及びコスト削減を図るため、共同処理を進めます。</p>	<p><b>① 消防署所等の整備</b></p> <p>消防署所の適正配置に努めるとともに、既存の消防施設の安全性を高めるため、改修・整備を進めます。また、消防業務の高度化に対応した職員の教育研修体制を整備します。</p> <p><b>② 消防車両・水利の整備</b></p> <p>複雑多様化する災害に対応するため、消防自動車等、消防装備の整備を図ります。</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防庁舎等の整備</li> <li>・ 消防車両、水利の整備</li> <li>・ 消防団の活性化</li> <li>・ 消防救急デジタル無線の整備</li> <li>・ 消防指令業務共同運用</li> </ul>	<p>また、火災発生時に迅速な消防活動を行うため、消火栓や防火水槽などの消防水利の整備を図ります。</p> <p><b>③ 消防団の活性化</b></p> <p>地域に密着した火災予防活動や災害時の災害防ぎょ活動等に大きな役割を果たす消防団の活性化を図るため、青年層、女性層の消防団活動への積極的な参加を促進するとともに、活動の拠点となる器庫や施設の整備を推進します。</p> <p><b>④ 警防体制の整備</b></p> <p>複雑多様化する災害に的確に対応できるよう、効率的な部隊運用や災害活動体制の強化を図ります。</p> <p><b>⑤ 救助体制の充実強化</b></p> <p>被災者を迅速、的確に救出するため、各種救助装備を備えた救助工作車</p>

	<p>を整備するとともに、毒劇物等による化学災害をはじめ、各種の災害に対応可能な救助体制の充実強化を図ります。</p> <p>(4) 消防通信指令体制の充実強化</p> <p>① 消防通信指令管制システムの整備</p> <p>多様化する災害に際し、迅速かつ的確な消防防災情報の収集・伝達を行うため、消防通信指令管制システムの充実と消防・救急無線のデジタル化を図り、消防防災情報ネットワーク化を進めます。</p>
<p><b>施策3) 救急体制の充実</b></p> <p>増加する救急需要に対応し、効率的な救急体制を充実するため、傷病者の症状に応じた医療機関への搬送の円滑化や、救急隊員・救急救命士の養成、救急資機材の整備及びドクターカーの運用を推進します。また、ドクターカーに同乗する医師等の指示・指導・助言により、メディカルコントロール体制を充実します。さらに、応急手当の知識と技術を有する市民を育成するため、各種救急講習会を開催します。なお、市民に対して救急車の適正利用について広報し、増加する救急需要への対応を図ります。</p>	<p>(3) 救急体制の充実強化</p> <p>① 救急業務の高度化の推進</p> <p>救急救命士運用隊を計画的に配備するとともに、特別救急隊（ドクターカー）との連携により、高度二次救命処置実施体制の整備を進めます。</p> <p>② 救急医療機関との連携</p> <p>救急医療機関との連携を強化し、救急業務の円滑化を図ります。</p> <p>③ 市民に対する応急手当の普及啓発の推進</p> <p>市民の救護能力の向上を図るため、応急手当に関する知識と技術の普及を図るとともに、救急車の正しい利用方法について広報活動を実施します。</p>
<p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急業務の高度化の推進</li> <li>・メディカルコントロール体制の充実</li> <li>・医療機関との連携による救急搬送の円滑化</li> <li>・市民の命を守るための各種救急講習会の開催</li> <li>・救急車の適正利用の推進</li> </ul>	

## 2-3-4 清潔で安心な暮らしの実現

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>本市では、清潔で安心な生活環境の実現を目指してネズミやハエ・蚊の駆除、空地の草刈り指導、市民トイレの設置等を進めてきた結果、衛生害虫による被害や感染症の発生は大幅に減少しました。しかし、暖冬によるユスリカの通年的発生や放置された空き地などが依然として問題となっています。さらに、犬、ねこの糞尿及びのらねこへの餌やりや自然交配を原因とするねこの増加に対する対策が求められています。</p> <p>また、生活・衛生関連施設については、公衆浴場において近年浴場数及び利用者数が減少している一方、墓地や斎場においては利用者の増加による斎場火葬炉の不足等が予想され、馬込霊園周辺では交通渋滞も大きな問題となっています。</p> <p>こうした状況の中、衛生環境のさらなる改善を図るため、衛生害虫の駆除や狂犬病対策の推進、動物の適正飼育及び管理について普及・啓発を図ることが必要です。</p> <p>一方、生活・衛生関連施設について、市民のニーズを検証しつつ公衆浴場の確保に取り組む必要があります。また、墓地・斎場への需要増加に対応した対策を取ることが必要です。</p>	<p>※第3節-3. 清潔で安心な暮らしのうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第3節 安全・安心な暮らしを支える生活環境づくり</p> <p>3. 清潔で安心な暮らし より</p> <p><b>【現況と課題】</b></p> <p>本市は、生活環境の衛生向上を図るため、駅前清掃、公衆便所の設置、ネズミや蠅、蚊の駆除などの事業を進めた結果、衛生害虫による被害や伝染病の発生は大幅に減少しました。</p> <p>また、公衆浴場の経営基盤強化を進めてきましたが、公衆浴場の利用者は減少傾向にあります。</p> <p>さらに、墓地を市内に求める人や斎場で葬儀を行う人が増えてきたため、市営霊園の拡張や整備や斎場の拡充に努めています。</p> <p>今後は、高齢化や核家族化の進展により、これらの傾向がますます強まることが予想されるため、将来の人口動態にあわせた計画的な霊園や斎場の整備が必要となります。</p>

《基本方針》

[めざすべき姿]

市民、事業者、行政が一体となって衛生環境の向上に取り組み、清潔で安心して住むことのできる環境が確保されている状態

[施策の方針]

衛生的で快適な生活環境を確保するため、市民、事業者と一体となった防疫体制の充実を図るとともに、衛生環境向上のための取り組みを推進します。  
また、墓地や斎場の利用者の増加や多様なニーズに応えるため、霊園や四市複合事務組合による斎場の整備・充実を進めます。

《施策の方向》

**施策 1) 生活衛生の向上**

衛生的できれいなまちづくりを進めるため、狂犬病対策や病害虫駆除対策、市民トイレの設置、空地の草刈り指導等を進めるとともに、市民からの要望・相談についての的確に対応できる体制の整備を図ります。また、公衆浴場の利用を促進し、公衆浴場の確保を図ります。さらに、人と動物の共生を目指し、犬・ねこの不妊去勢手術の普及やねこの飼い方に対するガイドラインの作成等により、動物の適正飼育及び管理の啓発と普及を図ります。

[主要事業]

- ・生活衛生の向上
- ・公衆浴場の利用促進
- ・狂犬病対策の推進
- ・動物愛護対策の推進

**【基本方針】**

清潔な生活環境を確保するため、防疫体制の充実を図るとともに、市民と一体となったまちの美化を推進します。

また、市営霊園の整備を進めるとともに、斎場の拡充や運営の適正化を進めます。

**【施策の方向】**

(1) 生活衛生の向上

① まちの美化の推進

清潔できれいなまちづくりのため、駅前清掃等を実施するとともに、地域住民によるまちの美化を推進します。

② 防疫対策の充実

ネズミや蠅、蚊などの駆除を効果的に進めるとともに、市民からの要望や相談に的確に対応できる体制の強化を図ります。

③ 公衆浴場の利用促進

ふれあいお風呂の日など、公衆浴場の利用促進を図ります。

**施策2) 墓地・斎場の整備**

墓地・斎場に対する利用者の増加や、多様化する市民ニーズに対応するため、周辺の交通渋滞を緩和する対策を講ずるとともに、霊園や四市複合事務組合による斎場の整備・充実を図ります。

**〔主要事業〕**

・ 霊園・斎場の整備

**(2) 墓地・斎場の整備****① 市営霊園の整備**

市民の要望に対応するため、馬込霊園の整備・充実を図ります。

**② 斎場の整備**

斎場の整備・充実及び運営の適正化を図ります。

## 2-3-5 良好な住まいの整備

後期基本計画（素案）	現行基本計画
<p>《現状と課題》</p> <p>全国の人口が平成 19 年度に減少に転じ、少子・高齢化が進行、世帯人員も減少傾向を示す中、本市においても本格的な少子・高齢社会の到来を間近に控え、世帯・人口構造の変化が進んでいます。また、生活水準の向上や価値観の多様化により、市民の良好な住宅に居住したいという欲求や潤いのある心豊かな生活を実現したいという要望が高まり、住宅の整備は「量」の確保から「質」の向上へと変化しています。</p> <p>一方で、自力で住宅の確保が困難な低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等からの居住の安定を求める声もあります。</p> <p>こうした状況に対して、市民が安心して安全に暮らせる良好な住環境の整備を進める必要があります。また、住宅に困窮する高齢者世帯・障がい者世帯等を支援するための住宅セーフティネットの整備が求められており、公的賃貸住宅ストックを有効に活用していく必要があります。特に単身の高齢者等においては、民間賃貸住宅への入居拒否等、安心して住み続けられる住居の確保が困難な場合があるため、その対策や相談体制の充実が求められています。</p>	<p>※第 3 節－ 4. 良好な住まいの整備のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第 3 節 安全・安心な暮らしを支える生活環境づくり</p> <p>4. 良好な住まいの整備 より</p> <p><b>【現況と課題】</b></p> <p>生活水準の向上や価値観の多様化、少子・高齢化、核家族化の進展により、良好な住宅に居住したいという欲求や潤いのある心豊かな生活を実現したいという要望が高まっています。これにともない、住宅も質を重視する傾向へと変化しています。</p> <p>今後は、市民が安心して暮らせる良好な住環境の整備を進めることが必要です。</p> <p>また、「環境共生まちづくり条例」を制定して、建築主に対する指導や良好な近隣関係の確保に努めていますが、今後も安心して住み続けることができるまちづくりを推進していくことが必要です。</p>

### 《基本方針》

#### [めざすべき姿]

誰もが安心して住み続けられる居住環境が整っている状態

#### [施策の方針]

良好な居住環境を実現し、生き生きとした地域社会の形成を図るため、良好な住宅の確保や、市民が安心して暮らせる良好な住環境の整備を促進します。

### 《施策の方向》

#### 施策 1) 住宅セーフティネットの整備

最低居住水準の住宅を市場において自力で確保することが困難な収入の世帯に住宅を供給するため、市営住宅を整備するとともに、入居基準の厳格化による適正な管理に努め、さらには計画的な改修による市営住宅の長寿命化を図ります。

高齢者・障がい者・ひとり親世帯等の住宅の確保が困難な者が、円滑に賃貸借契約を結べるための民間賃貸住宅入居支援システムの構築を目指します。

また、高齢者や障がい者が安心して暮らせる住居確保のため、高齢者向けの住宅やバリアフリー化に関する各種制度等について、多角的な情報提供を行います。

#### [主要事業]

- ・市営住宅の整備及び入居管理の適正化
- ・民間賃貸住宅の入居支援
- ・住まい情報の提供

### 【基本方針】

良好な住宅の確保や市民が安心して暮らせる良好な住環境の整備を促進するとともに、建築相談の充実を図ります。

### 【施策の方向】

#### (1) 居住水準の向上

##### ① 住宅の整備

住宅に困窮する高齢者世帯・障害者世帯等に対し、借上方式による公営住宅の供給を図るとともに、市営住宅の補修を進めます。

また、居住水準の向上と良好な居住環境を確保するため、都市基盤整備公団が建て替える住宅については、バリアフリーに配慮し高齢者等に対応した住宅の確保について要請していきます。また、県営住宅の整備を県へ強く要望します。

##### ③ 住まい情報の提供

ゆとりある生活の実現を図るため、住まいづくりに関する多角的な情報の提供を行います。

**施策2) 住環境の整備**

住宅の建築・増改築等に関する情報提供と、住まいに関する問題の解決を支援するため、各種相談業務の充実を図ります。また、周辺と調和した住環境を形成するため、中高層建築物や共同住宅の建築に際して、紛争の防止や調整を行います。住居表示については、防犯・消防活動等の円滑な遂行を支えるため、住居表示板・街区表示板等の設置や、地番による住所が分かりにくい地域へ導入を図ります。

**〔主要事業〕**

- ・ 建築等相談業務の充実
- ・ 建築紛争の予防・調整
- ・ 住居表示の整備・管理

**(2) 住環境の整備****① 建築相談の充実**

住みよい住環境を確保するため、建築相談等の充実を図ります。